

## 受託研究契約書

受託者名城大学（以下「甲」という）と委託者（以下「乙」という）は、次の各条によって受託研究契約（以下「本契約」という）を締結するものとする。

（受託研究の題目等）

第1条 甲は、次の受託研究（以下「本研究」という）を乙の委託により実施するものとする。

- (1) 研究題目 .....  
及び内容 .....
- (2) 研究担当者 .....  
及び研究分担者 .....
- (3) 研究に要する経費 金.....円（消費税額及び地方消費税額を含む）
- (4) 研究期間 年 月 日から 年 月 日までとする。
- (5) 提供物品 .....

（経理）

第2条 第1条第3号の研究に要する経費（以下「研究経費」という）の経理は甲が行う。ただし、乙はこの契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

（研究経費の納付）

第3条 乙は研究経費を、本契約の締結後かつ甲の発行する請求書を受け取った月の翌月末日までに甲に支払うものとする。

（研究経費により取得した設備等の帰属）

第4条 研究経費により取得した設備等は甲に帰属するものとする。

（提供物品の搬入等）

第5条 第1条の提供物品の搬入及び据付に要する経費は、乙の負担とする。

- 2 甲は第1条の規定により乙から受け入れた提供物品について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

（研究の遂行）

第6条 甲は、本研究を自己の責任において行うこととし、その実施に当たり被った損害については乙に対して賠償を請求しない。ただし、乙の責に帰すべき事由に起因して、又は乙の提供物品に不具合があったことに起因して甲が損害を被ったときは、乙は甲の損害を賠償するものとする。

（研究の中止又は期間の延長）

第7条 天災その他やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責に負わないものとする。

（提供物品の返還）

第8条 甲は、本研究を完了し、又は中止したときは、第1条の提供物品を研究完了又は中止の時点の状態乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び排出に要する費用は、乙が負担する。

(研究費用の返還)

第9条 第7条の規定により本受託研究を中止し、若しくは延期する場合において、第3条の規定により納付された研究経費の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求することができる。甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

(研究経費が不足した場合の処置)

第10条 甲は、納付された研究経費に不足を生じた場合には、直ちに理由等を付して乙に通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。

(知的所有権の帰属)

第11条 本研究の結果、知的所有権を得るときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

(研究成果の報告)

第12条 甲は、本研究が完了したときは、研究成果報告書を乙に提出するものとする。

(秘密保持)

第13条 甲及び乙は、情報並びに本研究を通じて相手方より提供され、若しくは知り得た相手方の技術上、営業上又は企業上の秘密の資料、知識、及び本件成果（以下総称して「本秘密情報」という）を、相手方の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に開示及び漏洩してはならず、また本研究以外の目的に使用しない。

(研究成果の公表)

第14条 本研究によって得られた研究成果について、本研究完了の翌日から起算し36か月以降、甲乙協議のうえ発表若しくは公開する。ただし、研究成果の公表等という大学の社会的使命を踏まえ、乙の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。

2 前項において、発表又は公開する場合は、特段の理由がある場合を除き、その内容が本研究の結果得られたものであることを明示しなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号に該当するときは催告することなくこの契約を解除することができるものとする。

- (1) 相手方が、暴力団等であると判明した場合
- (2) 相手方の役員又は実質的に経営を支配するものが、暴力団等であると判明した場合
- (3) 相手方から、暴力、脅迫その他の犯罪を手段とする要求又は法的な責任を越えた不当な要求を受けた場合
- (4) 相手方から、偽計又は威力を用いて業務を妨害された場合

(協議)

第16条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

愛知県名古屋市天白区塩釜口一丁目501番地

甲 名城大学  
学長 小原 章裕

Ⓜ

乙

Ⓜ